フロン排出抑制法

～改正法の概要～

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律が平成２７年４月より全面施行されました

平成２５年６月、「フロン回収破壊法」が改正されました。改正された法律「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：フロン排出抑制法）には、フロン類の製造から廃棄までの「ライフサイクル」全体を見据えた包括的な対策が盛り込まれており、フロン類を製造する「フロンメーカー」、それらを使用する機器を製造する「機器メーカー」、そして機器を使用する「機器ユーザー」、フロン類を充填・回収する「充填回収業者」、フロン類の破壊・再生を行っている「破壊・再生業者」に対して、フロン類の排出抑制のための取組みを求めることとなっています。

フロンに関する課題

1. HFC の排出量の急増見込み

２０００年代以降、冷凍空調機器の冷媒として用いられるフロン類について、特定フロンから代替フロンへの転換が進んでおり、冷媒としての市中ストックは増加傾向にあります。また、２０２０年の排出量は現在の２倍以上に増加する見込みです。

冷凍空調機器における冷媒の市中ストック（BAU推計）

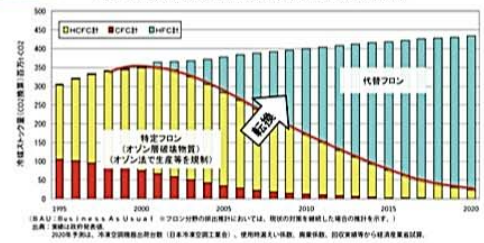

（BAU：Business As Usual ※フロン対策の排出抑制がない場合の推計を示す。）
出典：業績は政府報告値。
2020年予測は、冷凍空調機器出荷台数（日本冷凍空調工業会）、使用時漏えい係数、廃棄係数、回収実績等から経済産業省試算。

2. 回収率の低迷

「フロン回収・破壊法（平成１３年（２００１年））」に基づき、業務用冷凍空調機器に使用されるフロン類の回収を義務づけており、フロン類の回収量は年々増加していますが、法施行以来、回収率は３割程度で低迷しています。

フロン類回収量等の推移

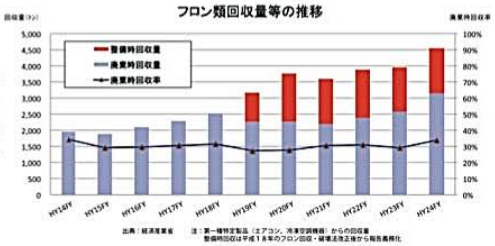

出典：経済産業省　　注：第一種特定製品（エアコン、冷凍空調機器）からの回収量
整備時回収は平成１８年のフロン回収・破壊法施行後から報告義務化

3. 使用時漏えいの判明

２００９年の経済産業省調査で、冷凍空調機器の設備不良や経年劣化等により、これまでの想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明しました。
（例：業務用冷凍冷蔵機器は年間１３～１７%漏洩）

代替フロン等3ガス(京都議定書対象)の2020年排出予測（BAU）と機器使用時漏洩源の内訳

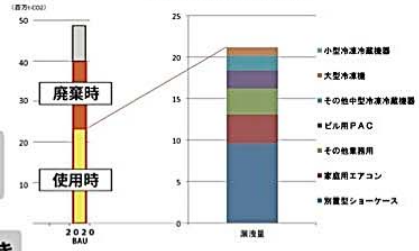

出典：産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会
代替フロン等３ガスの排出抑制の課題と方向性について（中間論点整理）参考資料より

4. 低 GWP・ノンフロン製品の技術開発・商業化の動き

5. 世界的な高 GWP を巡る規制強化の動き

欧州 F－gas 規制、モントリオール議定書・HFC・phase－down 北米提案

フロンに関する具体的な対策

現行法のフロン回収・破壊に加え、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要

1. フロン類の実質的フェーズダウン（フロンメーカーによる取組み）

フロンメーカーの取組みに関する判断基準の設定。

2. フロン類使用製品の低 GWP・ノンフロン化促進（機器・製品メーカーによる転換）

フロン類使用製品の指定、低 GWP・ノンフロン化推進に関する判断基準の設定。

3. 業務用冷凍空調機器使用時におけるフロン類の漏えい防止（ユーザーによる冷媒管理）

ユーザーによる適切な機器管理（定期点検等）の取組みに関する判断基準の設定、冷媒漏えい量報告。

4. 登録業者による充填、許可業者による再生

充填回収業者による充填に関する基準の策定。

等

「フロン排出抑制法」の公布（２０１３年6月）

フロン排出抑制法の全体像

フロン類の製造から廃棄まで、ライフサイクル全体を包括的な対策を実施するよう、平成２７年４月より、フロン排出抑制法が施行されました。

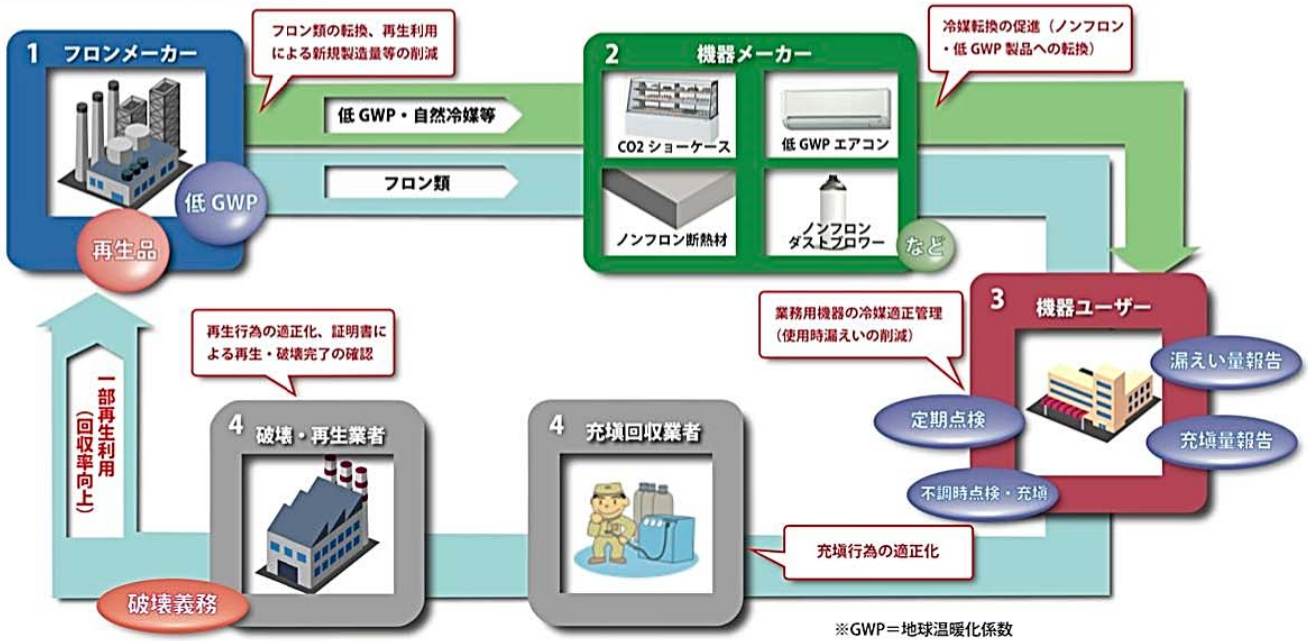

※GWP＝地球温暖化係数